

「インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の緩和」

～ ルピー建支払に資金を充当する場合も自動承認に ～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 CIB グループ

10月22日、インド政府は、外貨建借入(External Commercial Borrowing:以下 ECB)の借入制限を緩和した。背景には、最近の海外からの資本流入減少によりルピーが下落基調にあることがあり、米国発の国際金融混乱の影響による国内経済悪化を軽減し、国内のインフラ整備のための資金調達を促すことが狙い。

今回の規制緩和では、年5億米ドル以下のECB資金のルピー建支払について自動認可する、ECB資金の預金場所についてインド国内も許可する、借入れコストの上限の引き上げを行う、ことが打ち出されている。

このうち、「ECB資金の「ルピー建支払」への充当について「自動認可」する」点が注目される。これによりインド進出日系企業がインド国内での設備投資にECB資金を活用し易くなることが期待される。なお、ECB資金のルピー建支払への充当については、インドへの資金流入でルピー高が進行していた2007年8月に全てが個別認可ルートで承認を受けることになっていた。今回、これが緩和されたものである。以下、中銀発表の要旨を記載する。

- * 本件はインド準備銀行(=中銀)サイトに詳細が記載されている。
<http://rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx> ご参照。
- * 2007年8月7日発表、2008年5月29日発表、2008年9月22日のECB規制の変更については、「AREA Report 140 インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の変更 2007年8月22日」、「AREA Report 169 インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の変更 2008年6月5日」、「AREA Report 176 インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の変更 2008年10月2日」ご参照。
- * なお、実際の運用については、事前にお取引店にご確認願います。

(2008年10月22日発表分 RBI/008-09/245 A.P. (DIR Series) Circular No.26)

1. ECB 資金へのルピー建支払への充当条件の変更

今後、一企業当たり、年5億米ドル以下のECB資金については、ルピー建支払、外貨建支払の両方について、自動認可にて許可する。

同時に、借り手がインフラ関連セクターの場合で、ECB資金がルピー建支払に充当され、その金額が1億米ドルを超える場合、平均借入期限を7年以上とすることを取組の条件としていたものを廃止する。

2. 通信分野における ECB 資金活用の許可

インドにおける通信セクターをさらに発展させるために、3G Spectrum のライセンス/認可の取得のための支払に ECB 資金を活用することを許可する。

3. ECB 資金の預金・運用場所の緩和(従前:海外のみ 今後:インド国内も可)

現在、ECB 資金については、資金がインド国内で実際に必要になるまでは海外に留め置くことになっている。そして、その間 ECB 資金は、(a) 格付機関 S&P または Fitch で AA(-) もしくは Moody's で Aa3 以上の格付けの銀行に預金すること、(b) インド国内の AD カテゴリーの銀行 (= Authorized Dealer、外国為替公認銀行) の海外支店に預金すること、(c) (a) と同等の格付け以上の 1 年物の財務省証券で運用すること、と規定されている。

今後、以上に述べた運用形態で引き続き ECB 資金を海外に留め置く、インドの銀行の海外支店もしくは海外子会社に ECB 資金を留め置く、インド国内の AD カテゴリーの銀行の自社のルピー口座に ECB 資金を送金し資金利用まで留め置く、の 3 つの形態を可能にする。但し、国内に送金されたルピー資金については、資本市場・不動産への投資及び他企業への貸付に使用することは認めない。

4. 借入れコスト上限の引き上げ

国際金融市場における資金調達がタイトになっている現状を勘案し、今回、以下の通り、返済期間別の借入れコストの上限を引き上げる。

【借入金利の上限変更】

	変更前	変更後
返済期限が3年～5年	ベンチマーク金利 (6ヵ月LIBOR) + 200bps(上限)	ベンチマーク金利 (6ヵ月LIBOR) + 300bps(上限)
返済期限が5年超～7年	ベンチマーク金利 (6ヵ月LIBOR) + 350bps(上限)	ベンチマーク金利 (6ヵ月LIBOR) + 500bps(上限)
返済期限が7年超	ベンチマーク金利 (6ヵ月LIBOR) + 450bps(上限)	

(出所)インド中銀資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

5. 中小企業の ECB 資金の為替リスクヘッジのモニタリング

中小企業が ECB 資金の為替ヘッジを行わない場合のリスクを管理するためのモニタリング・システムを銀行に導入する。

- * 当該上限金利の改定は、個別認可、自動認可ルート両方に適用される。なお、個別認可の場合、インド準備銀行(以下、中銀)への申請が必要になる。自動認可の場合、申請は必要ないが、中銀にフォームを提出し、ローン登録番号を取得する必要がある。
- * 他のECB規制、例えば自動認可ルートでの年間5億米ドルの上限規制、適格借入人、実態のある貸出人、平均借入期間、期限前返済、既存のECBの借り替え、報告方法などは不変とする。(注:資金使途も不変である)
- * 上記1.2.3.4のECB規制の改定は即日実行された。

本レポートに関するお問い合わせ先: 国際企画部 CIB グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL:(東京)03-3240-7864

本レポートは情報の提供を目的に作成したもので、売買の勧誘(当行が提供する商品・サービスの勧誘)を目的としたものではありません。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。

(ご参考)

インド規制変更関連レポート

- AREA Report 103 インド:直接投資規制を緩和 2006年3月2日
- AREA Report 104 インド:2006年度予算案における税制改正 2006年3月6日
- AREA Report 110 インド:日印租税条約改正 2006年6月8日
- AREA Report 127 インド:2007年度予算案における税制改正 2007年3月20日
- AREA Report 140 インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の変更 2007年8月22日
- AREA Report 150 シンガポール、インド包括経済協力協定(CECA)を一部改定 2008年1月2日
- AREA Report 159 インド:2008年度予算案における税制改正 2008年3月20日
- AREA Report 162 インド:外資規制を緩和 2007年4月24日
- AREA Report 165 インド:輸出促進政策を発表 2007年5月15日
- AREA Report 169 インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の変更 2008年6月5日
- AREA Report 176 インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の変更 2008年10月2日

インド投資環境レポート

- AREA Report 124 インド工業団地事情 ~タミル・ナドゥ州チェナイ編:パート1~ 2007年1月31日
- AREA Report 126 インド:日産自動車、チェナイに年産40万台規模の工場建設 2007年3月20日
- AREA Report 128 インド工業団地事情 ~北部編:パート1~ 2007年4月2日
- AREA Report 173 インド投資環境レポート ~タミル・ナドゥ州チェナイ編:パート2~ 2008年9月8日
- AREA Report 174 インド投資環境レポート ~バンガロール編:パート1~ 2008年9月10日
- AREA Report 177 インド投資環境レポート ~北部編:パート2~ 2008年10月6日
- AREA Report 178 インド投資環境レポート ~デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)編~
2008年10月15日
- AREA Report 179 インド投資環境レポート ~物流編1~ 2008年10月20日